

京奈和自動車道（大和北道路）に関する 環境影響評価と都市計画決定について

1．根拠となる法又は条例

京奈和自動車道（大和北道路）の環境影響評価を進めるための根拠となる法又は条例は、次のとおりである。

環境影響評価法（平成9年6月法律第81号）
奈良県環境影響評価条例（平成10年12月奈良県条例第11号）

2．環境影響評価と都市計画の手続

環境影響評価法、奈良県環境影響評価条例及び都市計画法（昭和43年6月法律第100号）に基づき、次のとおり、環境影響評価と都市計画の手続を並行して行う。

環境影響評価の手続	都市計画の手続
方法書の作成 方法書の送付 方法書についての公告及び縦覧 （1月間） 方法書についての意見書の提出 （1月間＋2週間） 方法書についての意見の概要の送付 方法書についての府県知事等の意見 （90日以内） 環境影響評価の項目等の選定 環境影響評価の実施 準備書の作成 準備書の送付 準備書についての公告及び縦覧 （1月間） 説明会の開催 準備書についての意見書の提出 （1月間＋2週間） 準備書についての意見の概要、見解書の送付 準備書についての府県知事等の意見 （120日以内） 評価書の作成 評価書の送付 国土交通大臣・環境大臣の意見 （90日以内） 評価書の再検討及び補正 都市計画審議会での評価書の審議	都市計画の案の作成 都市計画の案の説明会等の開催 都市計画の案の公告及び縦覧 （1月間） 都市計画の案についての意見書の提出 （1月間＋2週間） 都市計画審議会での都市計画の案の審議